平成２３年（フ）第１１１３号
横浜市鶴見区馬場２丁目29番５号　ワコーサンハイム102
債務者　黒田　秀男
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２１号
神奈川県藤沢市村岡東４丁目８番地の２　佐藤荘Ａ201
債務者　葛見　雅博
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２４号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目21番10号
債務者　金剛地早苗
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３８号
横浜市泉区岡津町155番地２　ネオステージ弥生台302号
債務者　小林　孝陽
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３９号
横浜市泉区岡津町155番地２　ネオステージ弥生台302号
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２１１５号
福岡市南区曰佐４丁目２番１号
破産者　有限会社ナガノ工業
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１３号
東京都東村山市久米川町５丁目５番地25
破産者　佐藤　茂弘
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７号
東京都町田市鶴間407―２レフィナード南町田403
破産者　ＣＲＭ技研株式会社
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
東京都町田市鶴間407番地２レフィナード南町田403
破産者　賀部　　薫
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３２１号
京都市下京区東洞院通五条上る深草町580番６　アスヴェル京都烏丸五条1103号
破産者　株式会社ＲＥＡＬＩＺＥ
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
京都市上京区智恵光院通笹屋町上る笹屋町１丁目519番地
破産者　株式会社丸富
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県洲本市新村18番地20
破産者　中央不動産株式会社
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１号
佐賀県唐津市浜玉町平原乙57番地１、商業登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市厳木町本山353番地
破産者　有限会社タツミ
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１８５号
福岡県春日市一の谷６丁目54番地　一の谷コーポ202号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区曰佐４丁目２番１号
破産者　長野　豊一
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１号
富山市杉谷130番地　奥田ハナエ方、開始決定時の住所富山市下奥井１丁目20番１号
破産者　今浦　弘明
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５０号
山梨県笛吹市八代町北3808番地１
破産者　萱沼　正夫
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２２号
京都市上京区烏丸通上御霊前下る東入相国寺門前町670番地９、住民票上の住所京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠412
破産者　芦原　志保
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地１　メガロコープ西陣958
破産者　本間　洪太
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係